【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出日】 平成28年6月29日

【英訳名】 KYOWANISSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 村 眞 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 -

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船三丁目8番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社協和日成 神奈川支店

(神奈川県川崎市高津区末長四丁目7番8号)

株式会社協和日成 埼玉支店

(埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目6番15号)

株式会社協和日成 千葉支店

(千葉県千葉市美浜区幕張西三丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長北村眞隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示された内部統制の基本的枠組に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、各基本要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で 達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防 止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成28年3月31日とし、評価に当っては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施しました。

評価手続の概要としましては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)について外部・内部環境分析、アンケート調査等を実施し評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

評価対象とした業務プロセスについては、各業務プロセスを分析・可視化した上で、財務報告の信頼性に重要な 影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、その整備状況及び運用状況を評価することに よって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果も踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、従来は連結子会社であった東京ガスライフバル西むさし㈱については、平成27年度より東京ガスリテイリング㈱へ株式移転を行ったことにより、連結子会社から除外され、かつ、持分法適用会社としても対象外としたので、評価範囲の対象外としました。

また、非連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社につきましては、金額的及び質的重要性が僅少であると判断し、従来どおり内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社は、売上高を工事の種類(以下「工種」という。)によって識別しており、事業拠点に拘らず、売上高の金額が高い工種から合算していき、売上高の概ね3分の2以上に相当するまでの15工種、及び質的重要性の高い6工種の合計21工種を、選定致しました。

選定した工種については、工事管理サイクルとして捉え、また、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として 売上高、売上原価、完成工事未収入金に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。

更に、虚偽記載の発生の可能性が高く、見積・予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への 影響を勘案して、重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成28年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。